

第四号様式 (平18内府令86・全改、平20内府令79・平20内府令87・令元内府令2・令2内府令75・
一部改正)

【表紙】

【提出書類】

意見表明報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【報告者の名称】

【報告者の所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(1)

名称

(所在地)

- 1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】
- 2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】
- 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】(2)
- 4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】(3)
- 5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】(4)
- 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】(5)
- 7 【公開買付者に対する質問】(6)
- 8 【公開買付期間の延長請求】(7)

(記載上の注意)

(1) 縦覧に供する場所

第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(2) 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

- a 意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。
- b 根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。
- c 意見の理由については、賛否・中立を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。
- d 公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合であって、利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容を記載すること。

(3) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権

役員が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権を記載すること。

この場合の議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

(4) 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

公開買付者又はその特別関係者（法第27条の5第2号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が報告者の役員に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。

(5) 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を行う予定の有無及び予定がある場合にはその内容を具体的に記載すること。

(6) 公開買付者に対する質問

公開買付者に対して当該公開買付けに関する質問がある場合はその質問の内容を記載すること。ない場合には「該当事項なし」と記載すること。

(7) 公開買付期間の延長請求

法第27条の3第1項の規定による公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する場合はその旨、法第27条の10第3項の規定による延長後の買付け等の期間が30日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）となる旨、延長後の期間の末日及び延長請求する理由を具体的に記載すること。請求しない場合には「該当事項なし」と記載すること。